

○議長（茅沼隆文）

続いて一般質問を行います。

8番、山田貴弘君、どうぞ。

○8番（山田貴弘）

こんにちは。8番議員、山田貴弘です。

先に通告しました1項目の非常勤職員を含めた定員適正化指針の作成を、について、質問を行っていきたいと思います。

社会経済情勢の変化や町民にニーズの多様化に伴い行政課題が複雑化、高度化するとともに、地域主権改革によって自治体の自己決定権の拡充が図られていることから、職員には高度で専門的な対応能力や地域の課題解決力、既存の考え方にとらわれない発想力が求められているのではないのでしょうか。そのためには、自治体経営に欠かせない職員の適正な人事管理と人材育成の充実が必要と考えているところであります。

開成町においては、定員適正化計画に基づき適正な人員を確保するとともに、適材適所の人員配置に努めているところでありますが、公表されている数字そのものが先行してしまい、非常勤職員を増員することで正規職員の人数を調整している実態があるのではないかと。そこで、非常勤職員の人数を含めた定員適正化の指針を作成し、最小の経費で最大の効果を上げる取り組みを求めたいと提案いたします。

また、ポイントになるであろう三つの内容について、お聞きしたいと思います。1、業務を全て正規職員で行う必要性はないと考えています。判断や決断を伴う業務など重要なポジションに正規職員を配置し、あわせて専門職の育成を図っていくべきではないのでしょうか。2、定員管理業務量調査事業及び瀬戸屋敷指定管理者導入可能性調査事業について、報告を求めたいと思います。3、瀬戸屋敷指定管理者に産業振興課が所管する業務の一部を委託できないか。以上の内容を通告に基づく質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

それでは、山田議員のご質問にお答えします。

時代の変化に伴い、町民ニーズは複雑化、多様化しております。また、全国では少子高齢化のための人口の減少の進む中、開成町では人口が増加していることから、今後も役場の業務量は増加するものと見込まれております。そこで、今年度、開成町の業務量や業務の傾向を把握し適切な職員数を推計することを目的に、外部からの視点で見る業務量調査を実施いたしました。この業務量調査の結果をもとに、第三次開成町職員定員適正化計画を策定する予定であります。

現在、非常勤職員は、正規職員の補充、業務繁忙期対応のための採用、アウトソーシングの一つとして窓口業務等の業務に配置をしております。また、専門的知識が必要な課には専門員などを当てて、専門的な業務に携わっております。非常勤職

員を含めた定員適正化指針については、今後、非常勤職員の職種、専門性や定員管理実績をよく検討した上で策定していきたいと考えております。

一つ目の業務を全て正規職員で行う必要はないと考える、判断や決断を伴う業務など重要なポジションに正規職員を配置し、あわせて専門職の育成を図っていくべきではとのご質問ですが、まちづくりのためには、特に企画政策立案機能の強化が重要な課題だと認識をしております。全ての役場業務を正規職員で処理することは考えておりません。現在、窓口業務や季節的な変動業務等には一般事務にかかわる非常勤職員を配置している現状でもあり、今後も継続していきたいと考えております。また、今後、アウトソーシングや広域での事務統合等を考慮し、できることから合理化していきたいと考えております。

二番目の定員管理業務調査及びについてですが、まず、定員管理業務調査事業については、受託業者は銀行系のシンクタンクであります。業務量調査の結果、町全体の業務の特性として、町民対応・外部折衝業務が約4割、企画系業務が約1割、内部系業務が約3割占めており、ほかの自治体と比べ難易度の高い企画系業務量に取り組む割合が低く、また、全体業務量と職員数を比較すると、町全体では主査クラスの職員が大幅に不足しているため、課長級及び主事級職員が補っている現状であります。また、現在の職員数は業務量に対し不足しており、将来の人口増に関連する業務量の増加等を勘案すると職員の増員が必要との結果が出ております。

続きまして、瀬戸屋敷の指定管理者についてですが、瀬戸屋敷指定管理者導入制度可能性調査につきましましては、平成24年6月13日に委託契約をしております。受託業者は銀行系のシンクタンクであります。調査内容につきましましては、一つ、瀬戸屋敷の業務実績と管理運営の現状、二つ目、参考事例の調査、三つ目、指定管理者制度の導入可能性検討、四つ目、指定管理者制度導入の狙いと要件の整理などを柱に委託調査をお願いいたしました。

委託の今までの経過ですが、12月までに県内の類似施設管理の状況調査、及び指定管理者制度の導入実績団体等6社5団体から、瀬戸屋敷の指定管理についてヒアリングを実施いたしました。これらをまとめ、12月の中間報告がありました。報告内容といたしまして、現在の瀬戸屋敷の維持管理の年間業務費について、収支、コスト面において類似施設との比較では特段高い額ではなく、通常の価格と判断されております。また、人件費、委託費など主要な事項の比較においても、類似施設と大差はありませんでした。

また、実績がある企業に実施したヒアリングの報告ですが、ヒアリングを実施した企業の内訳は、旅行会社1社、指定管理者制度による管理を行っている企業5社、合計6社から聞き取りを実施いたしました。報告では、本施設に対する指定管理者への応募に関しては、実績のある企業からは1社からの応募希望との意見がありました。その1社も、現状事業費約1,100万円では必要最低限の水準であり、なおかつ現状の2人体制は厳しいとの判断が下されました。また、収益事業の確保から、自主事業の内容や実施方法など運営面で現在より自由度を高く求められてお

ります。要約しますと、現段階では、実績のある企業ではコスト削減が図れずサービスの低下が考えられること、また、企業の収益性を高めることにより町の重要文化財である瀬戸屋敷の特性上問題がないのか、検討する余地が生じております。

一方、地元団体では、コスト面においては同額か削減ができ、自主事業や町の6次産業化に絡めた事業展開については、ある程度の可能性があるとして分析がされました。その反面、事務的な施設の維持管理、運営については、能力的に難しいとの報告も受けております。このように、地元団体においては、新たなビジネスアイデアや高い目標感から瀬戸屋敷に魅力を感じているところではありますが、その反面、指定管理者としての業務や公共施設の維持管理事務の経験がないことから、指定管理者制度や業務内容への理解度の向上や既存の関係組織や地元企業などによるJV組織の可能性についても理解していただく必要があります。このため、委託業者のアドバイスを受けながら今後の方針を検討していきたいと思っております。

次に、3番目です。瀬戸屋敷の指定管理者について、産業振興課の事務を委託できないかについてであります。

指定管理者について、先に説明をさせていただきます。既に山田議員におかれましても知っているとは思いますが、指定管理者制度とは地方自治法第244条及び同法244条の2に規定されております。具体的には、公の施設の管理運営を行う民間事業者などを指定管理者として指定することにより、民間のノウハウを活用しつつサービスの向上と経費の削減等を図ることを目的とした制度であります。

それでは、ご質問の産業振興課の所管ですが、ご質問の産業振興課が所管する事務とは、瀬戸屋敷の事務なのか、また、その他一般事務なのか、少し明確ではありませんが、指定管理者制度では瀬戸屋敷という公の施設での管理運営に関する事務以外は、原則、指定管理者制度の委託範囲外と解釈をされておりますので、この制度にはなじまないものと考えられます。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（茅沼隆文）

山田貴弘君。

○8番（山田貴弘）

それでは、再質問をしていきたいと思っております。

最初に、今日の質問の題目でもある非常勤職員を含めた定員適正化指針の作成という題目をもって質問を上げております。町長答弁の中では、非常勤職員のあり方や定員管理の指針については、十分検討した上で作成をしたいという答弁がなされたところであります。

なぜ、非常勤職員を含めた定員適正化指針の作成を提案したかといいますと、定員管理業務調査事業というのは、今、開成町のホームページでは、第三次開成町職員定員適正化計画（案）として、町民に意見だとか、そういうものを求めている現状があります。その中の抜粋記事を読ませてもらうと、類似団体との比較というこ

とで、職員数を客観的に比較する指標として、毎年、総務省が行う定員管理調査に基づいて作成された類似団体別職員数の状況でありますということが書かれております。これは、全市区町村を人口と産業構造を基準に市で16、町村で15のグループに分けて、人口1万人当たりの職員数の数値を算出し指標としたもので、その中で類似団体との整合性を見ながら多い少ないという部分の数値にされております。その中では、結果として、全国の同規模の類似団体に比べて職員が46人少ない結果になっているというのが現状であります。

実際、この数字の46人というのが、そんなに必要なのかというのも、恐らく、この調査の中で行政サイドのほう、町長を含めた中でも、そんなには要らないだろうというような疑問が出ていると思います。その背景には何があるかという、これはあくまで正規職員を基本とした中で多い少ないを判断しているという現状があります。開成町においては71人ということなのですけれども、仮に、これ同等の市町村の中で類似の比較をしたときに、71人、だけれども、非常勤職員が開成町にとっては、資料が公表されているのですが、合計で153名の非常勤職員がいるという実態があります。他の市町村の場合に、例えば200も300も非常勤職員がいた場合、そこら辺のバランスというものが崩れてくると思うのです。

要は、類似団体との比較をするという部分では全然整合性がとれないというのが、今、現状で、この調査をやるに当たって明確に出ているという現状の中で、町にとっては町長答弁で今後検討していくということでは前向きな答弁をもらっていますが、そこら辺の自分が思っている絵、こういう状況が起きているのではないかという、そもそも論の数字そのものが実態と比較できるのかという部分が物すごく気になるところが一つのポイントとなっておりますので、そこら辺の答弁、どのように思っているのか。正規職員と非常勤職員の値、それが実際、非常勤職員がうんと多い場合、そこまでチェックしているよと言え、それまでなのですけれども、そこら辺の実態というものを答弁のほう、よろしくお願いします。

○議長（茅沼隆文）

総務課長。

○総務課長（小宮好徳）

それでは、お答えさせていただきます。

山田議員さんのただいまの質問でございますけれども、類似団体のお話が出ましたので、山田議員さんもお存じかと思っておりますけれども、こちらは先ほど一般行政職というところの職員の内訳でございます。一般行政職というのは、税務とか企業会計を抜いた職員数でございます。こちらを比較して類似団体で合わせると、46人足りないというところの数字でございます。

先ほども議員さんから資料のお話ございました。こちらを、合計では153名でございますけれども、この中に、庁舎内の清掃とか、あと随時いるのではなく、そのときどきと言ってはおかしいのですけれども、事業のときに来ていただくという非常勤さんもございます。これを比べてというのはなかなか難しいところござ

いますけれども、こちらにある一般事務補助、庁舎内にある17名と専門員、その辺は非常勤職員と正規職員との関係はあるのかなというところでございます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

山田貴弘君。

○8番（山田貴弘）

答えが違うのかなというふうには思うのですけれども。そこら辺の実態というのはわかっているのです、流れる的なものが。要するに、今回、委託する中で、類似団体を持ってきて多い少ないを比較しているところに。結果的には、確かに、少ない人数で行政運営をしているというのは自分から見中でもわかります。ただし、数字的根拠が先走ってしまって、もう職員数を増やすことが当たり前というのではまずいのではないのかなという。まずは町民の皆様に、現況というものはどういうものかというものを認識してもらおう。その中で、当然、正規職員を中心とした中で非常勤職員のフォローですね、フォローアップをする中で、足りないのだよというものをもう少し公表をしていくべきではないのかなということで、今回の提案に至っているのですけれども。その現状、非常勤職員を含めた中での公表、町民に対する、そこら辺の部分をちょっとお聞きしたいのですけれども、よろしく願います。

○議長（茅沼隆文）

行政推進部長。

○行政推進部長（芳山 忠）

すみません。ちょっと答弁が不足していたようで、申しわけありません。

まず、全国レベルのいわゆる類似団体66団体の中で、開成町が、では、どういう状況なのかということが公表されているわけですが、これが46人少ないというのは、だから、うちの町が46人職員が必要なのだと、そういうことを意味するものではありません。これは、あくまでも同じような全国の団体で見たときに何人ぐらいいるのかということが示されているだけです。まず、そのところは誤解のないようお願いしたいと思います。それぞれの市町村において、当然、非常勤の職員の方をたくさん活用しているところもあるでしょうし、あるいは本当に少ない中で必要最小限の業務だけを実施している市町村もあるとは思いますが。私どもの町としては、確かに類似団体の平均でいくと46人少ないですけれども、それが、だから、そのまま、46人不足するから、その分が欲しいのだという意味ではないということが、まず1点ございます。

次に、非常勤職員との比較でございますけれども、これにつきましては、全国的にも比較するデータというものが、これはあくまでも常勤職員の部分だけでございまして、非常勤についてはないわけです。本町において、山田議員も先ほどお示しになられたような153名、延べです、非常勤職員を雇用させていただいているということでございますが、これらの数字は、いわゆる一つの事業を行うに当たって、単発と言ったらちょっと語弊があるかもしれませんが、短期的にお願いする

方の人数も全部入っています。したがって、一般事務補助をお願いする職員の数ということでお示しをさせていただきますと、お手元の資料にもございますとおり17名といった人数が延べでございます。

したがって、この方たちが一般事務補助としてはお願いをしている人数ということでありまして、具体的な数字として申し上げることはできませんが、最近、こういった人数が多いところだと、正規職員の半分に近い人数になっているという団体も聞き及ぶところがあります。したがって、具体的に比較するデータを持ち合わせてはおりませんが、どこの市町村においても、やはり非常勤職員の方を代替することで職員を絞っていると。それが非常に大きいところでは、かなりの人数に及んでいるところというのが実態であるというふうに認識をしております。

したがって、繰り返しになりますけれども、46人、全国平均に比較して少ないので、それだけを補充したいということではなく、あくまでも近隣の状況ですとか本町の地域的な特性とかを見た中で必要最低限の人数を確保したいという考え方でございまして、当然のことながら非常勤職員の方の活用、そういったところも含めた中での人数ということで考えております。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

山田貴弘君。

○8番（山田貴弘）

ここの部分で、先ほど町長答弁の中では、非常勤職員のあり方、定員管理指針については十分検討していくということでは言われているので、作成しないと言っていないわけなので、ここら辺を細かくうんと追及していってもしようがないと思うので。

今、部長が述べたように、全国の中では非常勤職員を含めた中での定員適正化指針というのはないのです。やはり、そういう、まずは開成町が、今、一番ではないですけれども、地方自治体の中で日本一を目指すという意味では、そこら辺を非常勤職員を含めた中で定員適正化管理をしているのだよということをも日本全国に発信をしていって、要するに、開成町がモデルとなって、そこを公表することによって同一の類似団体が、では、うちもやろうではないかという。非常勤職員のところで片方は150名使っていて片方は300名、でも、実際、正規職員は一緒だというのは全然指針にもならないので、そこら辺は、公表をする意味では、やはり日本一を目指すという、透明性のある行政運営をしているのだよということでは、ぜひとも、これはいち早く指針を出して日本全国に発信していってほしいなというところで、お願いにはなるとは思うのですけれども、そこら辺で再確認ということで答弁をもらいたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

行政推進部長。

○行政推進部長（芳山 忠）

現在、先ほども山田議員からお話がありましたとおり、定員適正化計画、第三次ですけれども、これについて、今、原案をパブリックコメントさせていただいてるところでございますが、こちらに合わせた形で、できるだけ早いうちに非常勤職員についても合わせた形での一つの指針というものは設けていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

山田貴弘君。

○8番（山田貴弘）

それでは、行政運営をするに当たって、業務を全て正規職員で行う必要はないという考えを私の質問の前段の部分で言っております。その見解については、行政側、町長答弁の中では、もちろん全ての業務を正規職員とは考えていないとのことで、この部分については共通認識だなというところですが、現在、窓口事務や季節的な業務等には非常勤職員を配置しており、今後も断続していきたいという考えを示されました。

ここで、非常勤職員の雇用形態について細かな再質問をしていきたいと思いますが、労働契約法の一部を改正する法律が改正されました。4月から、一定の雇用期間が決められている有期雇用のパートや契約社員等について、無期雇用への転換など新しいルールが施行されています。改正労働契約法のポイントを紹介しますと、有期雇用から無期雇用への転換、雇用どめの規制強化、雇用どめ法理の法定化ということです、不合理な労働条件を禁止する新しいルールとなっていますが、これは民間の部分を示しているのですけれども、内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

産業振興課長。

○産業振興課長（池谷勝則）

それでは、ただいまのご質問ですが、まず今回の改正の内容ですが、先ほど議員から説明がありましたように、平成24年8月10日に公布された内容が今回反映されているものでございます。

具体的には有期労働契約を無期労働契約に転換するというものでございまして、こちらにつきましても、5年を経過して、それを続けて反復契約を続けている者につきましても無期契約にするということになっております。また、雇用どめ法理につきましても、今まで5年を待たずに禁止することが雇い主側にあったわけですが、これらについては雇いをとめることとなりますので、これらはしてはいけないということ法定化したものでございます。それから、不合理な労働条件の禁止ということで、これは雇用の体系、先ほど言いましたように無期労働と有期労働、また正規社員と非正規社員、こちらの社員の雇用形態によって労働条件を変えることについて禁止したものでございます。

○議長（茅沼隆文）

山田貴弘君。

○ 8 番（山田貴弘）

労働契約法の一部を改正する法律ということで、これは民間に該当する部分の労働契約法に対して、今、説明がありました。なぜ、こういうことを聞くかということ、非常勤職員という部分で、ここの部分が大変重要になってくるのではないのかなという思いがすごくあります。

その中で紹介しますと、この法律の中に適用除外というものがあります。これをちょっと読ませてもらいますと、国家公務員及び地方公務員、法第 22 条第 1 項関係なのですが、法は労働者と使用者との間において成立する労働契約について基本的規範を定めているものであるが、国家公務員及び地方公務員は任命権者との間に労働契約がないところから、法が適用されないことを確認的に規定しているものであることと記載されていますが、非常勤職員及び指定管理者とか業務委託している団体とか、いろいろとあるのですが、そこら辺、適用除外を地方公務員とか国家公務員はされているのですが、民間、片方では、今、課長が述べたような改正がされているのですが、そこら辺の位置付けというものが、どのように、町の考え方の中では。あくまでも例外規定の中で除外されているから、非常勤職員等含めた中で、指定管理者もそうなのですが、除外だよという考え方なのか、民間レベルに合わせしていくのか。そこら辺の捉え方というものを、どういうふうに我々はしていけばいいのか、そこら辺の答弁をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

総務課長。

○総務課長（小宮好徳）

それでは、お答えさせていただきます。

町の非常勤職員でございますけれども、こちらは地方公務員ということでございますので、先ほど議員からおっしゃいました適用除外、労働契約法の第 20 条に該当いたしますので、こちらは適用除外ということでございます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

産業振興課長。

○産業振興課長（池谷勝則）

続きまして、指定管理者制度の関係ですが、これはあくまでも雇用形態を伴っているものではなく業務の委託ですので、こちらには、この法律は該当してきません。

○議長（茅沼隆文）

総務課長。

○総務課長（小宮好徳）

すみません。ちょっと説明不足で申しわけないです。

先ほど適用除外ということで、こちらは、地方公務員が適用除外になりますので、こちらは考えていないということでございます。

○議長（茅沼隆文）

山田貴弘君。

○8番（山田貴弘）

再度確認なのですが、今、非常勤職員の雇用形態というのは、業種によって半年更新だとか1年更新とかがあると思いますが、それを、要するに、片方の民間ではこのような法律改正があるのにもかかわらず、町としては、そういう雇用体系を今後も維持する中で、非常勤職員を含めた中で町の行政サービスを進めていくという考え方でいいのかという確認です。再度、よろしくお願いします。

○議長（茅沼隆文）

総務課長。

○総務課長（小宮好徳）

すみません。では、お答えさせていただきます。

先ほど言ったように、非常勤職員を活用しながらやっていくというところで、非常勤職員は必要であるというところでございますし、こちらの労働契約法の改正はございましたけれども、こちらには法的には該当しないというところで対応していきたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

行政推進部長。

○行政推進部長（芳山 忠）

ちょっと補足をさせていただきますが、先ほどもちょっと引かせていただきました一般質問の答弁資料にもございますとおり、150名以上の非常勤職員の方をお願いしておりますけれども、この中で、いわゆる労働契約法が該当してくるだろうと思われる職員が全てということではございませんで、逆に、ごく一部の方ということになりますので、一応、ほとんどの方についてはスポット的な形をお願いをしていると、年間の中でも、というケースになります。そこのところをちょっとご理解いただければというふうに思います。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

山田貴弘君。

○8番（山田貴弘）

この問題、なぜ、ここで今、言っているかということ、ある意味、専門職の問題も出てくると思うのですけれども、その部分、パート雇用の中で、1年更新の中で契約をしていると思います。そこら辺は、「違うよ、半年だよ」と言われれば、半年というふうに答えてもらえばいいのですけれども。現状として、そういう非常勤に頼らなくてはいけない、これが果たして正規職員で全部やらなくてはいけないと言っている意味ではないのですけれども、非常勤職員の処遇について、今、自分は述べているのですけれども、民間は、例えば、1年、1年、1年と5年間繰り返せば、6年目に無期雇用の選択ができるという新しい法律ができています。要す

るに、非常勤のパートさんが6年のときには正社員として雇ってくれよということ
を自分から言えるという実態があるのにもかかわらず、ここで言う適用除外によっ
て、現況で勤められているパートさんは、10年やろうが20年やろうが一生パー
トのまま。要するに、賃金の部分も880円とか890円とか、いろいろな雇用の中
での金銭の決まり事はあるのですが、その部分の安定雇用が図られないという
部分で町の責任が。法律の中で適用除外されているからいいのですかという部分で
町の考え方を、ここで聞いているのです。そこを明確に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

総務課長。

○総務課長（小宮好徳）

法律で適用除外というところになっていてございませけれども、山田議
員さんの町の考え方というところございませけれども、法に基づいてやっている
のが現実でございます。先ほど申したとおり、こちらの非常勤さんに限りましては、
その事業に対して出てきていただいている方も多数おられますので、法律に基づい
てやっているところございませけれども、こちらに関しては、その都度、町のほ
うの専門職の方もなかなかいないところございませるので、来ていただいて、やっ
ていただいているところございませ。基本的には法に基づいたところでとり行い
たいというのが、こちらの考え方でございます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

山田貴弘君。

○8番（山田貴弘）

じっくりこない答弁で。非常に、やはり民間と地方行政をつかさどる職員との待
遇、職員といっても非常勤職員なのですけれども、そこら辺の格差が物すごく出て
いて、これは改善する余地があるのではなかろうかなという。法で守られているか
らいいのだという部分ではなくて。例えば、非常勤職員の雇用状況という中で15
3名明記されております。給食調理員17名と書いてあります。これは非常勤職員
なので、今、言う法の下の中で雇用を断続としてやらなくても早く言えばいいとい
う。だけれども、片方の民間委託しているほうは、民間で起きている労働契約法が
適用になるので6年後に有期雇用から無期雇用に転換ができる。要するに、同じこ
とをこの町で業務としてやっても、片方はそういう待遇がとれるのに、町と絡
んでくるとそういう待遇がとれない。ここの部分のバランスをどう考えているのか
というところに、すごく疑問があつて。

実態として、いろいろな専門職を雇用したり採用したりするときにも、今現在、
町がいろいろな職員を雇用するときにも、やはり非常勤職員という人たちが物すご
く位置付けの中では重要などころにいるのではないのかなというところがあるの
で、ある程度、法律の中で規制から外れているからといって、法にのっとるとい

一方的な言い方ではなくて、そこの部分を改善して民間に近づけていくというところが大事なので、そこら辺をぜひ考えてもらいたいと思っているのですけれども。そこら辺の、今、ちょっと細かいところの給食員の話をしたのですけれども、そういう実態が起きることに対して、何も、町としては、それはそれで委託しているのだから、そちらの問題だよという考え方でいるのかどうか。そこら辺のバランスというものを、どういうふうに考えているのか。再度、答弁をよろしくお願いします。

○議長（茅沼隆文）

行政推進部長。

○行政推進部長（芳山 忠）

もう一度、すみません、答弁をさせていただきますが、それぞれの非常勤職員の職種によって、これはなかなか確保が非常に難しい職種もございます。ただ、基本的には、ほとんどの職種については、毎年、それぞれ公募を行っておりまして、登録をいただいた中で非常勤職員を雇用させていただくという形であります。特に、一般事務補助等の職種につきましては、いわゆる一般企業さんとはちょっと異なりまして、公的な団体として雇用の場をできるだけ広く大きく確保しておきたいというところもございますので、多くの方に、できる限りですけれども、就労していただきたいという観点もございますので、そういったところから、特定の方に集中して最終的に固まっていくというようなことは余り考えていないと。要するに、広く町内の方に働いていただきたいという観点から雇用の対策は進めているというところでございます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

山田貴弘君。

○8番（山田貴弘）

今、同じような質問を行って来いしていて、話の進展がないので、ちょっと。状況の切り口を変えて、今、現状で、日本及び町等、合わせた中で、どのような状況が起きているかということ。時間もないので、配分がちょっと難しいのですけれども。

最近、新聞等で報道された、4月に入庁する県職員一種試験の合格者234人のうち、内定辞退者が増えているという現状があります。これは、5年連続で3割を超えたことがわかっております。県の採用担当者は引き締め必死になっているということで、辞退者の人数だとか、そういうものは出ているのですけれども、これはちょっと除外しておいて、県人材課は、今後も辞退率が3割程度になることを見越し合格者を募集人員の1.5倍以上に出したということで、募集人員割れが続けば職員配置に支障が出かねず、何とか歯どめをかけたいという新聞報道がされている中で、要するに、正規職員の辞退者が増えるがために職員を多く募集して試験を受けさせる。で、「あなた、合格ですよ」と言っても、やめる人間もいるし、それを、要は、合格者の募集人員を1.5倍以上出して補いをして、町民サービスの遅

滞がないようにやっていきますよという部分だとは思うのですけれども。

現況で、実際、職員、正規職員ですよ、に入ろうとする内定者自体が辞退をするという実態がある中で、この続出する中で、複数の公務員試験を併願して、よりレベルの高いところ、片方の開成町は合格しました、しかし小田原市に就職したい、県に就職したいという中で、要するに、開成町の魅力がないと、大きいところにどんどん合格していても行ってしまうという現状が正規職員の中でも起きているという。そのような中で人材確保をしていくのには、どうしたらいいかという部分に出てくると思います。

今、正規職員に対して、こういう実態が県の中で起きているのだよ、また国の中でも起きているのだよという中で町の現状をお伺いするとともに、やはり、ここには、その補いをするのには非常勤職員の位置付けというものが大変重要になるというふうに考えているところであります。その実態を踏まえた中で、今の正規職員の雇用実態というのですか、そこら辺の絡みを、県、国は、こういう状態になっていますけれども、そこら辺の説明をお願いしたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

行政推進部長。

○行政推進部長（芳山 忠）

まず、山田議員の最初のところですが、本町の採用者に関して申し上げますと、他市に合格した場合に本町の内定を辞退してほかへ行くというような前提でお話をされていますが、その逆もございますので、まず、そのところをご認識をいただきたいと思います。したがって、それぞれ、お互いに取り合いになっているというところがございます。決して、私どもの町が魅力がないというふうには映っていないというふうに考えております。まず、そこが1点目です。

次に、内定についても、きっちり同じ人数だけ内定を出しているというわけではございませんので、内定辞退の結果、採用割れがしていると、県のような形で、いったことは、今のところ、ほとんどないといった状況になっております。ただ、さまざまな事情の中で突然、退職せざるを得ないというような状況になったときには、そこで全く別の事情で定員割れをするということもございますけれども、それは、できるだけ早期のうちに追加募集の中で対応していくということでございます。したがって、非常勤職員をそこで宛てがうことが重要というふうに、一時的にはあるかもしれませんが、長期間にわたって行うということは方策としてはとっておりません。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

山田貴弘君。

○8番（山田貴弘）

正規職員の国、県の動向について、今、ここで質問させてもらいました。開成町では魅力ある行政運営をしているということで、今のところはないということで安

心しているところなのですが、この部分では、今はないけれども、先々に対してはそういうこともある可能性はあるということで、やはり緊張した部分で人材を見きわめた中で雇用していくというのが一番重要ではないのかなという。

今、正規職員に対して質問をしましたがけれども、なぜ、こういうものをリンクした中で質問をするかという、非常勤職員というのは、やはり1年1年積み重ねるごとに、役場の事情も把握し、仕事内容も把握した中で、正規職員に匹敵するような人材もおられるのではないのかなという部分が私の中で見えるという。今の実態だと、非常勤職員を、そのままずっと非常勤職員として使うという実態の中で、できれば能力のある人を非常勤職員から正規職員に格上げ、要するに、正規職員になってくれないかというようなことなども考えられるのではないのかなという思いがありますので、そこら辺、できるのかどうか。あくまで非常勤職員は決定権のない、単純と言っただけではいけませんね、窓口業務的なものに重要視しているの、そういう人たちはいませんよというふうに言うのかわからないですけども、そこら辺の格上げというのが可能なのかどうか、そこら辺、ちょっと答弁をよろしく願います。

○議長（茅沼隆文）

行政推進部長。

○行政推進部長（芳山 忠）

公務員の採用に関しましては地方公務員法で決まっています、これは簡単に申し上げますと、いわゆる競争試験によらなければ採用することができないという条件がありますので、したがって、そういう方においても採用試験を受けていたかかないと採用することはできないというのが前提になります。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

山田貴弘君。

○8番（山田貴弘）

採用試験を受けなければいけないというのはわかっていますけれども、小田原市でしたっけ、採用試験をしないで採用するという。それは、なかったか。では、それは省略して。要するに、採用試験はするにしても、そこら辺の中で、今までの経験を踏まえた中で導くというのですか、例えば、点数が同等の場合は、ポイントとして今までの経験を雇用の中で決めますよというのはあり得るのかどうか、そこを、もう1点、答弁をよろしく願います。

○議長（茅沼隆文）

行政推進部長。

○行政推進部長（芳山 忠）

まず、最初に試験を受けていただいて、その試験に残っていただいて、その後、本町の場合で申し上げますと面接が何回かあります。その中の受け答えの中で人物を客観的に評価していくという形になりますので、その中で、たまたま非常勤職員

で、うちに勤めていただいている方が非常に魅力のある人材であるということであれば採用させていただくということになります。

あと、もう1点。ちょっと先ほど漏れてしまったのですが、競争試験によらないケースで採用できるケースというのが少しだけあります。それは、いわゆる国家公務員ですとか地方公務員で割愛採用をする場合、要するに、その職員をお互いの話し合いの中で公務員同士で、もらおうと言ったらおかしいのですが、やりとりができるケースだけですね。ほかの場合は、試験によらなければならないということになります。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

山田貴弘君。

○8番（山田貴弘）

そこら辺の経過の中では、基本的には採用試験をやらなくてはいけないということで、ある程度の最低限の能力というものは持った上で職員として採用するというのはわかりました。

今、非常勤職員の中で実態を見てみると、5年ぐらいたつとやめてしまうのですか、そういう職員が非常勤職員の中でおられるみたいなのが耳に入ってきますので、ぜひとも、そこら辺は。やはり断続した中で、正規職員がいいのか、そのまま非常勤職員がいいのか。先ほどの答弁の中では、このまま法にのっとってやっていくのだよという部分が述べられていますが、そこら辺の部分、もう少し柔軟な部分で、非常勤職員を採用した中で、町の窓口の部分になるのか、行政運営の中で、ぜひとも支障がないような形で配置をしていってもらいたいなというふうに思います。

それでは、時間もないので、3の部分ですね。2番目の通告の質問、瀬戸屋敷の指定管理者導入可能性調査事業について、報告をもらいました。その中で、同僚議員のほうでも同じような問題が提起されておりますので、ここら辺については報告を聞くというところで次に行きたいと思います。

次の3の瀬戸屋敷指定管理業者に産業振興課が所管する業務の一部を委託できないかということで、それに対して町長答弁からは指定管理者の法に基づく内容を述べられました。その点については、自分も理解している上で質問をしました。要は、指定管理者がそのまま業務をやるのではなくて、指定管理者は指定管理者の中で、また別でもいいです、業務、産業振興課が行っている業務が別でもいいので、発注をして、それが、また指定管理業者が受けるのかどうか。ある意味、社会福祉協議会、社協ですか、あそこら辺のような位置付けをイメージしていたもので、通告の質問の中ではちょっと言葉足らずがあったのですが、そこら辺の可能性というのは可能なのかどうかというもので物すごく瀬戸屋敷の指定管理者というのは広がってきますので、そこら辺を聞いたかったというのが実情でありますので、そこら辺、再度、答弁をよろしくお願いします。

○議長（茅沼隆文）

産業振興課長。

○産業振興課長（池谷勝則）

それでは、回答させていただきます。

まず、指定管理者、先ほどから言っています、この制度につきましては、あくまでも法にのっとった公の施設の管理ということなのですが、業務委託、アウトソーシングの部分については、条件を満たしているのであれば、公募なり入札に応募できるのであれば、それは可能かと思えます。絶対だめということではなく、指定管理とは別に業務委託を受けるということは可能性はあると思えます。

○議長（茅沼隆文）

山田貴弘君。

○8番（山田貴弘）

業務委託ができるという部分での答弁が出てきました。その中で、手続的な問題になると思うのですけれども、これは、そこら辺の部分で条例改正とか規則の改正があるのかどうか、ちょっとわからないのですけれども、あくまでも指定管理者というのは法にのっとる部分ではだめですよというのはわかったのですけれども、例えば、産業振興課で抱えている問題でいえば、6次産業の問題を、そこら辺の中で農業と連携をとった中で瀬戸屋敷を中心にやっていきたいのだよという場合に、条例の改正が必要なのか、単純に委託すればいいのか、そこら辺の答弁をよろしくお願いします。

○議長（茅沼隆文）

産業振興課長。

○産業振興課長（池谷勝則）

今のご質問の内容の中で、6次産業化の事業を瀬戸屋敷で行うということでのいいのですか。

○議長（茅沼隆文）

山田貴弘君。

○8番（山田貴弘）

瀬戸屋敷の中でやるというか。要は、今、管理棟があるわけではないですか。そこら辺で非常勤職員が配置されている中で、それを効率的に、業務の中で、瀬戸屋敷の指定管理は、あくまでも、管理ですね、管理の部分は、ついでと言っただけではないのですけれども、要は、この役場の庁舎をイメージしてもらえばいいと思うのですけれども、管理部分は管理部分の中で、そこに、より人が集まるような仕組みづくりというものができないのかなというのが自分の中でちょっとあったもので、そこら辺をしていくためには、どういう。早い話が、山があって、それを崩して先に行けるのかなという部分があったもので、あくまでも指定管理者と業務とでは別だよというのはわかったのですけれども、そこら辺の中で、あそこを、ある意味、分庁みたいな、極端なことを言うと、感じのような位置付けの中で、より使用頻度

を上げていく。文化財を使っていくという部分では可能性があるのかなという部分がちょっとあったもので、そこら辺の絡みの部分でお聞きしたところです。

○議長（茅沼隆文）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（石井 護）

私から回答させていただきたいのですが、山田議員が言われていることは非常によくわかります。一つ、時間もあれですけれども、簡単に説明しなるとなかなか議論が進まないかと思うのですが、おわかりになっていると思いますけれども、指定管理者制度というのは、あくまでも公の施設の管理です。それは、ちょうど自民党の小泉政権時代に事情が変わって、要は、公の施設を管理するときには、例えば清掃業務ですとか警備業務ですとか管理業務ですとか、別々に業務委託をしている方式だったのです。あるいは直営でやるか。職員がやる。それが、一つに包括的に指定管理者制度ということによって丸ごと委託ができる。ある意味、委任という形になるのですけれども。かつ、料金を取ったりなんかする場合も、その料金収入も指定管理者の収入として見ることができると。その分、指定管理料というのを払わなくてははいけないわけですけれども。

それが基本的な指定管理者制度なのですが、その中に、山田議員が言っているのは、恐らくそうではないかと思うのですが、例えば、指定管理料を払うのを極力抑えるなりする場合には、指定管理者が瀬戸屋敷という公の施設を管理する中で自分たちで何か事業をやりたいよと。通常管理だけではなくて。これは先ほど町長答弁でおっしゃいましたけれども、自主事業といいますけれども、例えば、そこに指定管理者がちょっとしたコーヒーとかを出したいとか、お団子でも売りたいとか、ファストフードみたいな店も出したい、それで収益を上げたいですとか、あるいは議員がおっしゃるように年間の中で指定管理者が主催をする何か行事を考えて、そこで参加費なりを取ったりなんかして、それを自分たちの収入にする。そういう自主事業という中でいえば、可能性はあると思います。

例えば、今はひな祭をやっていますけれども、その前にやっていた秋の玉手箱とかという行事がありましたが、ああいうものを指定管理者としてやりたいと。その中での収益を得るなりなんなりという、そういうのは自主事業として指定管理者ができるわけですけれども、それは、指定管理者の公募をするときに、やはり発注側として一定の条件という中でどこまで出していくのかという、そういう仕組みになっていると思います。だから、そういう意味でいえば、議員のおっしゃるように、行事の一つとして自主事業という観点でいえば指定管理者も行えることはできる、可能性はあるという、そういうことをございます。

○議長（茅沼隆文）

山田貴弘君。

○8番（山田貴弘）

時間も少ないので、余り気張って言うと時間がなくなってしまうので、あれなの

ですけれども、まとめていくと、今の瀬戸屋敷の指定管理者制度導入とかいろいろな導入をするというのは、正規職員を、要するに、高い給料を払っている職員を削減して、同等だった場合は、よりサービスを行ってもらおうというところに最終的にはいくのかなという部分の中で、その裏側には、やはり非常勤職員を雇用した中で、より充実した窓口サービスだとか町民サービスをしているという実態の中で、瀬戸屋敷の可能性。

町長答弁の中では、導入制度に当たって調査をするときには類似施設との比較をしたというふうに答弁されました。こんなような類似施設はあるのかななんて、逆に、本当は今日の質問で聞きたかったのですが。瀬戸屋敷というのは、町は大変いいことをやっていて、本来、重要文化財というのは見るだけの施設を、利用して町民の皆様が使って保存をしていくという、いい姿勢を示しているのに、ここで類似施設と比較したということを行ったから、どこで比較したのかなと疑問はすごくあるのですが。活用するという部分では、そこに、なるべく人が、随時管理をするだけではないのではなくて、人々に来てもらうような仕組みというものをぜひ構築して、非常勤職員を含めた中で抜本的改革をしていかななくてはならないということがありますので、ぜひとも指針のほうはよろしくお願いします。

ありがとうございました。

○議長（茅沼隆文）

これで、山田貴弘君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。再開を11時20分といたします。

午前11時06分